

と き 平成14年3月25日(月)

ところ 三田共用会議所第3特別会議室

第5回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第5回農業分科会を開催いたします。

本日の分科会の議長を務めます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方には年度末の大変お忙しいところ、また早朝より御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員及び専門委員の出席状況と配付資料の確認をお願いしたいと思います。

生産局総務課長補佐 おはようございます。私から御説明申します。

まず、前回に引き続きまして、おわびを申し上げたいと存じます。農業分科会の事務局長を務めております生産局総務課長の町田でございますが、今年度中に畜産物価格を決定しなければいけないということで、関係方面との調整がありますため、どうしても席を外せないということでございます。また、私、前回に引き続きまして代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員及び専門委員の出席状況から申し上げたいと存じます。井上委員、鈴木委員、徳江委員並びに高橋英三専門委員及び日和佐専門委員におかれましては、御都合によりまして御欠席と承っております。

なお、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用されます同条第1項の規定によりまして、本分科会の定足数は委員の過半数とされておりますが、本日は委員9名の方々のうち6名の方々が御出席でございますので、分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、大部で恐縮でございますが、資料の確認でございます。まず、本日の会次第、名簿、資料の一覧でございます。

まず、資料1といたしまして、「農業分科会における独立行政法人の評価基準の統一について」でございます。

資料2から7でございますが、こちらは各法人の評価基準案の概要と評価基準案の本体の2種類の資料につきまして、それぞれ法人ごとにまとめたものでございます。資料2は、「農林水産消費技術センター関係」でございます。資料3が「種苗管理センター関係」、資料4が「家畜改良センター関係」、資料5が「肥飼料検査所関係」、資料6が「農薬検査所関係」、資料7が「農業者大学校関係」でございます。

引き続きまして、参考資料を御紹介いたします。参考1が各プロジェクト・チームのメンバー表でございます。

それから、参考2でございます。これは前回に引き続きまして、昨年9月の独立行政法人評価委員会に提出されました「独立行政法人の評価基準の考え方について」でございます。

次に、参考3、参考4は、前回の分科会において御審議いただきました肥飼料検査所の中期目標及び中期計画の資料でございます。

それから、参考5は、前回3月7日の第4回農業分科会議事概要でございます。

それから、参考6は種苗管理センターの平成13年度計画が一部変更になりましたので、その関係資料でございます。

私からは以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして本日の議事に入りたいと思います。

最初の議題は「農業分科会における各法人の評価基準（案）について」でございます。本件に関しましては、前回の分科会での議論を受けまして、事務局で一定の考え方を取りまとめていただいたようでございますので、それをまず御説明していただいた後で、これを踏まえて各プロジェクト・チームにおいて、どのような整理がなされたか、6法人のそれぞれについて御説明を願い、質疑応答はまとめて、6法人の説明がすべて終了した時点で行う、このような進め方をしてみたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課長補佐 私から御説明を申し上げます。

資料1をごらんいただきたいと存じます。農業分科会におきます独立行政法人の評価基準の統一について（案）でございますけれども、まず、第4回農業分科会における議論でございますが、もう一回整理させていただきますと、3月7日の分科会におきましては、評価基準の統一に関しまして、国民にわかりやすくする、あるいは法人によって有利になるものと不利になるものとを避けるために、基準の大枠の部分で統一化を図るべきではないか、という御意見がございまして、その一方で、実際の評価を行って見ないと統一化できるかどうかはわからないから、とりあえず1年間、現在の基準案で評価を行ってみて、可能な部分から統一化に向けて見直しを行う、ということでもいいのではないかと、という御意見もあったところでございます。

これを受けまして、前回、分科会長から、再度、農業分科会議を開催する。その場において、もう一度議論をするとした上で、それまでに各法人の各PTごとにおいて、他の法人の基準を参考としながら、それぞれの法人の基準案を見直すべきところは見直して、今日に望むとなったことと存じます。

そこで、3ページの次に参考1という横紙の表がついてございます。こちらは各法人の評価基準案についての比較ということで、前回、3月7日の分科会におきまして、どういう状況にあったかとい

うのを、もう一回御説明してみたいと思います。

まず、一番左側の欄、 末端の評価単位における評価ランクの数でございますが、これは3段階になっているか、S評価も入れまして4段階になっているかということでございますが、S評価を導入しておりましたのが、消費技術センター、それから、他の5法人は大体3段階になっていたということでございます。

次に、 末端の評価単位における評価ランクの区分の考え方でございます。これは、とりあえず定量的な指標が設定されている評価項目であることを前提に、ごく簡単にここにまとめて掲げておりますけれども、大体それぞれの法人で、その各年度の定量的指標としての、その目標に対しまして達成度合いの50%と90%で区切りまして、50%未満はC、50%以上90%未満はB、90%以上がAということになっておるわけでございますけれども、種苗管理センター、家畜改良センター等々で、若干その中期計画等の表現ぶりによりまして違う方法をとっていたということでございます。

それから、 上位項目の評価と下位項目の評価との関係でございますが、こちらは昨年9月に官房で整理いたしました評価委員会の考え方によりますと、単純にその下位項目のうち、Aとなった項目だけに着目をいたしまして、その割合又は数で上位項目の評価を決定するというを示されていたわけでございますけれども、各PTごとにいろいろ御議論がございまして、上の3つの法人、消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターにつきましては、それぞれ点数制をとるということで、前はなっておりました。

それから、下の3つの法人、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校でございますけれども、こちらにつきましてはA評価となった下位項目の割合によって、その1つ上の上位項目の評価をする。つまり、下位項目の数が全体の項目数の50%未満であればC、50%以上90%未満であればB、90%以上であればAとなっていたわけでございます。

それから、 の評価項目の立て方。これはそれぞれの法人ごとに小項目までとっているものもあり、微細項目なり微項目なりをとっているものもあったということでございます。

そういった状況を踏まえまして、私どもの方で、とりあえず目安をまとめてみましたので御説明申し上げます。

まず2.(1)でございます。分科会につきましては、所管法人の数が6法人ということで非常に多いため、昨年11月の第3回の分科会におきまして、法人ごとにPTをつくりまして、それぞれのチームごとに各法人の担当を決めまして評価基準の検討に当たるといこととされたわけでございます。また、実際にその法人の業務を見ても、検査業務を中心といたしますものから、教育や研修活動を中心といたしますものまで様々あるほか、中期計画の形式も異なっているという状況にござい

ます。

これを踏まえますと、当分科会に属します各法人の評価基準につきましては、全く完全に、もしくは非常に完全に近い形で統一化を図るとするのは非常に難しいのではないかと。逆にこれを無理に統一した場合、各法人のそれぞれの評価を見た場合に、実態とかけ離れた部分が出てくる可能性が結構大きくなるのではないかと、ということでございます。

しかしながら、前回の分科会におきまして、大枠の部分で統一化を図るべき等々の御議論がございましたことを考えれば、現時点におきまして採用が可能であると思われる何らかの統一的な考え方なり手法を打ち出しまして、それを踏まえて、それぞれの法人について御検討をいただき、所要の修正を行っていただいた上で、13年度の評価につきましては前回の分科会でも御議論がございましたように、試行的に評価を実施いたしまして、随時見直しながら、統一的な手法のやり方を追加的に採用してはどうかということでございます。

その基本的考え方を受けまして、具体的に現時点におきまして、各法人で統一的に採用できるのではないかとと思われる事項を、分科会事務局といたしまして整理させていただいたものが2ページ以降でございます。

まず、(1)の末端の評価単位における評価でございます。こちらにつきましては、原則としてAからCの3段階評価ということで、従前のとおり、それを原則といたしますけれども、特に調査・研究等にかかる事項、成果の発現に一定程度の期間がかかることが想定されるものであって、それが法人の努力によりまして非常に短年度なり短期間で優れた業績があらわれたことにつきまして、それを適切に評価をするものとしたしまして、Sの評価ランクを事項によりましては設けることとしたはどうか、というのが1つ目でございます。

次に、前回の分科会におきまして、一部の委員、専門委員から御意見をいただいたところですが、それぞれの評価項目に関しましては、法人の業務なり人員なりが張りついているといたしますか、対応しているものがあるため、今回のBSE業務のように、急遽、想定されなかった非常に大きな事項で、そちらに法人が対応しなければいけなくなった場合に、全く別の業務の評価が非常に業績が悪くなった、そういうような事項に関しましては、要因分析を十分に行った上で、特に必要であると認められるものに関しましては、こちらの評価委員会で十分な御審議をいただいた上で、それを機械的に当てはめればCになるかもしれないというようなものを、AまたはB評価にさせていただくということも可能と位置づけてはいかがかとございます。

それから、定量的な指標がそれぞれの末端の評価単位の評価項目に設定されている場合がございますけれども、原則といたしまして50%、90%と切りまして、それぞれA、B、C段階の3区分の評価

にするということを原則といたしますけれども、中期目標や中期計画上、「 以上」とか「少なくとも 」等の記述となっている事項に関しましては、少なくともその目標に到達しないのに良い評価をつけるのはいかがと考えまして、A評価は目標に対して達成度が100%。それに伴いまして、BとCの区分も若干、上の方にずらしていくということでございます。

それから、(2)でございます。これは上位項目の評価と下位項目の評価との関係でございますけれども、基本的考え方といたしまして、上位項目の評価というのは下位項目の評価結果をもとにして行うということでございますが、その際、原則といたしまして下位の項目がそれぞれAであれば2点、Bであれば1点、Cであれば0点、Sの場合は3点と区分をいたしまして、それを点数化した上で、上位項目を評価するとしてはどうかということでございます。具体的には、満点は下位項目の数×Aの点数であるところの2点といたしまして、それから、合計点はその当該上位項目に属する下位項目の評価の合計点を指標として、合計点が満点の90%以上であればA、それから合計点が満点の50%以上、90%未満であればB、それから、合計点が満点の50%未満であればCということとしてはどうか、ということでございます。ただし、法人の業務の特性等に応じまして、場合によりましては、一定のウエートづけを行うことができる、としてはどうかということでございます。

次に、総合評価、大項目の評価でございます。こちらにつきましては、それぞれ従前のとおり、と書いておりますけれども、法人の特性、それから今回のBSEのように、想定されなかった大きな事項等々、特殊要因がございますので、そういった個別事情も総合的に勘案して行うということとしてはどうか、ということでございます。

これを受けまして、分科会長とも御相談をいたしまして、これをまとめまして、こちらを各PTに御提示をさせていただきました。その上で各PTにおいて、こういった検討なり対応なりをさせていただいたかというのをまとめたものが参考2でございます。現時点で各法人の評価基準案がどのようになっているかというのを簡単にまとめたものでございますが、御説明をいたしますと、 の欄でございますが、S評価のランクについては、従前からS評価を設けておりました消費技術センターに加えて、家畜改良センターが調査・研究につきましてS評価を設けることとしたということでございます。

のC評価となる見込みの項目の取り扱い、つまり、C評価になった事項について特に必要であるものにつきましては、事情を斟酌いたしましてBまたはAに修正するということにつきまして、それを明文上設けましたのは、種苗管理センターは除きますけれども、それ以外の法人につきましてはそれを書いているということでございます。

それから、 末端の評価単位における評価ランクのところの考え方。すなわち原則50%、90%でそれぞれ3ランクで区切りまして、あとは「 以上」「少なくとも 」等々につきましては70パー

セントにしてはどうかというものでございますけれども、それに関しましては一部、種苗管理センター、家畜改良センターの「すべての」という指標で、若干異なる扱いをしているものもございませぬが、私どもの方でお示したものに大体沿っているという形になっております。

それから、 の上位項目の評価と下位項目の評価との関係。これは点数制を導入するかどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、下3つの法人につきましても、すべて点数制をとるとして整理をし直していただきまして、全法人につきまして点数制をとるということになっているわけでございます。

私からは以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきましたことを踏まえて、各プロジェクト・チームにおきまして、どのような整理がなされたのか、具体的にその点を述べていただきたいと思っております。前回の分科会からの変更点を中心に、各プロジェクト・チーム、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

まず、農林水産消費技術センターからお願いしたいと思います。

品質課長 消費技術センターにつきましては、今回の統一基準とおおむね沿った案に前回からなっておりますので、ほとんど修正点はございません。

2点だけございます。資料2-1でございますが、中期目標または中期計画上、「以上」、「少なくとも」とされている場合に、基準を100%、70%と厳し目の基準を適用するという統一基準に従ったルールに変更している点が1点です。

2点目は次のページ、上から3分の1あたり、(ウ)と書いてあるところです。統一基準におきましては、C評価となる見込みの場合にはAまたはBに検討の結果、修正をすることも可能であるということでしたが、私どもの評価基準の案におきましては、C評価がそういう評価になるという可能性があるのであれば、B評価の見込みとなる事項についても、そういう可能性は残されてもいいのではないかということから、その点、統一基準とは一部異なる規定ぶりを置かしていただいているという、この2点でございます。

他は従前、御提示したものと、それから今回の統一基準に従ったものとなっております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは次に、種苗管理センターについてお願いします。

種苗課長 私ども種苗管理センターのプロジェクト・チームにおきましては、前回の分科会の議論を踏まえまして、PTの先生方に資料を全部送りまして、事務局の考え方も示した上で検討をいたし

ました。

その結果といたしましては、本年は、私どもはこれまで提案してきたものを、特に変更をする必要はないのではないかと。各法人の独自性を尊重をするという、今年度の議論を踏まえすと、前回の私どもPTの議論の結果をそのまま使っていきたいと考えております。一部、統一基準とは違うところはございますが、全体としては、そうずれていないのではないかと。とにかく1年やってみて、それからでもいいのではないかとという結論でございます。なお、統一基準と違うところにつきましては、これも十分、私ども、検討・議論した上でございますので、詳細については割愛させていただきたいと思っております。

また、本日お見えになっておりませんが、藤沢市の監査委員であります徳江委員からは、定性的な評価対象項目については、その業務の成果目標、そこに到達するまでのプロセスを明らかにし、評価可能性を確保できるようにしていただきたいということで、例えば評価シートのようなものをしっかりつくる必要があるという御提案をいただいております。センターの方でいかなる評価シートをもって評価をしていただくか、この辺のところを、今、具体的に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

松本分科会会長 ありがとうございます。

それでは次に、家畜改良センター、お願いいたします。

畜産技術課長 先ほどの総括表の方にありましたとおり、評価基準の見直しを行いました。4 - 1の資料で御説明させていただきます。

まず、家畜改良センターにつきましては調査・研究という業務がございまして、この調査・研究の業務については、統一基準にあわせましてS評価を導入するということにいたしました。その結果、4 - 1の概要におきましては、1の(2)の総合評価のところ、S評価の記述を追加いたしまして、評価を行うという記述を追加いたしました。また、これとあわせまして、2の個別指標の考え方におきまして、特に優れた経過が得られる場合について、個別の事業についてもS評価をつけるという記述を追加いたしました。

また、(1)の 定量的指標につきまして、ここの「 以上」「少なくとも 」という場合については、従来、Bにつきましては50% ~ 100%未満としておりましたけれども、これを統一基準に合わせました70%以上 ~ 100%未満ということに修正してございます。

それから、2ページ目、従来、全体と異なっておりますのが、(2)の のところでございますけれども、初めの2行目についてはS評価の導入に伴い、S評価の点数を追加いたしました。さらに上位項目の評価を行う際の算式でございますが、これは算式の表現ぶりが変わっただけで、考え方は、

従来提示いたしました考え方と同じでございます。

それから、その下の、なお書きのところでございますけれども、大項目の評価についての特殊事情について追加させていただいております。

それから、3ページ目(4)(5)を追加させていただいておりますが、(4)につきましては、BSE等の特殊事情において、できなかった場合等におきまして評価を行わない場合があることを踏まえまして追加しております。

(5)につきましては、これも統一基準にあわせまして、C評価につきましてAまたはBに修正することができるような記述を追加いたしました。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは次に、肥飼料検査所、お願いいたします。

生産資材課長 資料5-1で説明をさせていただきます。独立行政法人肥飼料検査所の評価基準(案)の概要でございます。ゴシックで太く書いておところが前回と変わった部分でございます。先ほどの説明と重複いたしますが、変わりましたのは、基本的には点数制を、中項目の評価までは採用したということでございます。これは前回の資料の評価基準のときにも、Aの評価の数だけではなくてBについても考慮する、という考え方でやっておりましたので、この点数制であれば、よりそれが的確に反映できるということで、この点数制を採用してございます。

それから、2ページの最後のところが、またゴシックになってございますが、これもPTの中で議論がありました。特にBSE等で頑張っている中で、通常の業務がやむなくCになった場合に、そのままCとして評価をするのかと御議論がありましたが、統一基準に沿いまして、そういう場合には、特に必要であるということが認められた場合には、これをAまたはB評価と修正することも可とする、ということを書かせていただいております。

なお、Sという評価につきましては、この後説明をいたします農薬検査所にも共通でございますが、検査分析機関という性格から、Sに該当する場合は、まずないだろうということで、S評価は採用してございません。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農薬検査所、お願いいたします。

生産資材課長 続きまして、農薬検査所について説明をさせていただきます。

資料6-1をお願いいたします。ここは二重線でアンダーラインを引いたところが、前回と変わっ

たところでございます。

まず、1(2) のところのイ、定性的に定められている項目のところ、段階的な評価を行うことが適切な場合、段階的な評価を行うことが不適切な場合というところに、それぞれ二重アンダーラインが引かれておろうかと思いますが、これは実は前回からの修正ではございませんで、前はこれまで丁寧に書かなかったということでございます。内容的には前回から変わってございません。

前回から変わりましたのは、中項目の評価までは点数制を使うということでございます。ただし、これも前回、申し上げましたけれども、農薬検査所の業務の中では農薬の検査がその大半を占めまして、その中で、例えば業務運営の効率化の中に農薬の検査というのがあります。その中で検査業務の効率化と、そのための作業という2つに分かれますが、そういう場合には、検査業務の効率化という本体の方に重みをつけて評価をするということで、この点については点数制がなじまないということで重みづけをつけた評価をそのまま使っております。

それから、6-1の下の方から次のページにかけて書いてございますが、これは先ほども「少なくとも 以上」という書かれ方をしている場合についてのA、B、Cの評価を統一基準に沿ったやり方にしてございます。

それから、最後の下の方に書いてございますCとなる見込みの小項目云々のところも、先ほど肥飼料検査所で説明したのと同様でございます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは最後になりましたが、農業者大学校、お願いいたします。

女性・就農課長 資料の7-1で御説明させていただきます。まず、前回と大きく変わったところでございますが、農業者大学校につきましてプロジェクト・チームの中で先生方と検討をしました結果、点数制をとることにいたしました。1(1)をごらんいただきたいと思います。大項目として3つございますが、前回までは中項目を評価単位としてきましたけれども、例えば農業者大学校の中期計画の中項目というのは非常に大きな項目になっておりまして、例えば近代的な農業経営を担当するのに必要な学理・技術の教授というようなことが示されておりますが、それをさらに小項目に落としまして、学理及び技術の教授という中身について、さらに具体的に指標を提示することによって、その指標ごとに点数制によって評価することにいたしました。

したがって、評価ですけれども、小項目以下の評価ということですが、全体統一基準に従いましてA、B、C、その点数のつけ方、パーセントの仕方は全体の統一基準に従っております。なお、農業者大学校は研修教育施設でありますので、調査研究関係ということで特別なS評価は設けないことに

しております。

2 ページ目で、全体の評価の仕方はここに書いてあるとおりですが、誠に申しわけないのですが、3カ所修正をお願いしたいのですが、2 ページの上から3行目、Cの合計点の不等号の向きが全く逆になっておりまして、これは勘違いということでミスでありますので、統一基準どおりの方向に直しをいただきたいと思います。その下の真ん中の枠の中のCの合計点も同様で、一番下の枠も同様です。誠に申しわけありませんでした。

次に、総合評価ですけれども、統一基準に従っておりますが、最後のところですが、私どもの方としましては、特に留意すべき事項ということで、まず、研修教育の効果の発現の時期などもございますので、評価のより適正な実施を図る観点から、随時、評価手法等の見直しを今後も検討をしたいと思っております。2でございますが、評価を行うに当たり費用と効果の関係についての具体的な把握に努めることとしております。また、他の法人の状況も踏まえまして、そういった費用と効果の関係について適切に実行をしていきたいと考えております。3ですけれども、我が方は評価結果がCとなる見込みの場合についてのみ、特別に検討する事項があればA評価、B評価に修正することも可すると結論づけております。また、とりわけ達成評価が低いものについては、達成方法を見直すこと等の勧告を付すこと、ということでプロジェクト・チームの中での検討方向を取りまとめたものでございます。

なお、7 - 2ですけれども、7 - 1と同様のミスをしております。2 ページですが、枠の中のCの合計点の不等号、3カ所ですけれども、大変お手数ですが御修正をお願いしたいと思います。

7 - 2の方につきましては、ほぼ7 - 1でお話をしておりますので省略をさせていただきます。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから質疑応答に入りたいと思います。ただいま御説明をいただきました事柄について、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

加藤委員 他の分科会がございませぬ。農業分科会では基本的な枠組みのところでの共通項をつくらせたわけでございますけれども、農林水産省の独立行政法人の他の分科会ではどんなふうになっていらっしゃるんですか。

松本分科会長 それでは、ただいまの御質問に対して事務局の御回答をお願いします。

生産局総務課長補佐 御説明を申し上げます。他の分科会と、こちらの農業分科会との関係ということによろしゅうございますか。

加藤委員 そうです。

生産局総務課長補佐 簡単に御説明を申し上げますと、まず、それぞれ農業技術分科会が分科会を3月13日に開催をいたしました。それから、林野分科会でございますけれども、3月18日に分科会を開催しております。それから水産分科会でございますけれども3月19日に開催しております。

今、いろいろ御検討をいただいているものとの関係で、簡単にそれぞれの分科会の取り扱いが、どうなったかというのを御報告をいたしますと、まず、末端の評価項目でどの程度の評価ランクの数になっているのか、要はS評価を導入しているのかどうかというようなことでございますけれども、S評価を導入いたしましておるのは技術分科会と水産分科会でございます。林野分科会は3段階になっております。

それから、末端の評価単位におきまして、具体的に定量的な指標がございました場合に、評価ランクの区分がどのようになっているかということでございますけれども、技術分科会と林野分科会に関しましては、50%と90%で指標に対する達成度をみまして、それぞれA、B、Cをつけている。それから、水産分科会に関しましては、こちらは指標に対する達成度ではなくて、順調に業務が進捗しているか、それから、おおむね順調に進捗している、それから業務が遅れているということの、非常に定性的といえますか、そういった区分の仕方をしているということでございます。

それから、上位項目の関係で点数制をとっているかどうかということでございますが、技術分科会に関しましては点数制をとっているようでございます。それから、林野分科会、水産分科会につきましては、昨年9月の官房から示された案のとおり、下位項目のうちA評価をとった下位項目の割合によって、上位項目の評価を決めるということになっているようでございます。

概略、以上でございます。

松本分科会長 加藤委員よろしゅうございますか。まだ、御質問がありますか。

加藤委員 やはり同じように、どの分科会も統一基準の部分というのがあるということですか。

生産局総務課長補佐 分科会の中でということでございますか。分科会の中で、他の分科会につきましては、特に農業技術分科会はそうですけれども、どれも研究開発法人ということで、非常に業務が似ていますので、おのずと全体として統一がとれているといえますか、まとまった形になっていると聞いております。

加藤委員 誤解のないように言い訳をしておきますと、私は必ずしも統一基準がたくさんある方がいいという意味で質問をしたのではございません。

松本分科会長 わかりました。

どうぞ、他に。それでは、菊池委員。

菊池委員 PTでは、家畜改良センターに属しているんですが、評価をする場合に、ここにあるよ

うにA、B、Cとか、分科会ごとにSをつけるとか、また点数制についても、この場合に、例えば、担当者があるわけですね。研究なら研究をしているそれぞれの部分についての自己評価というのは、全くついてこないのでしょうか。研究チームなら研究チームの達成度とか満足度が当然あると思うんですが、その部分まで入ってくるのでしょうか。これは法人によってかなり違うのかとも思うんですが、自己評価を取り入れた方が、私は比較的いい評価がしやすいのかなと思います。これは、実際に評価する段階になったときのとらえ方だと思うんですが。

松本分科会長 自己評価も踏まえた方がいいのではないかという御意見ですね。

では、事務局、統括してお答えしてよろしいですね。

菊池委員 はい。

生産局総務課長補佐 御説明いたしますと、先生の方からPTの方で評価するとおっしゃいましたけれども、まず評価委員会、親委員会の方で各分科会ごとにやるということが正式には決まりまして、その分科会ごとに、農業分科会であれば、今回同様にそのPTを設けてやっていただくかどうかというのを、まず決めていただいてから、というような手続きを踏んでからにはなるとは思いますが、その前提で、実際に今年の6月いっぱい、今年度分の各法人の業務の実績なり報告なりが上がってくる中で、やはり分科会もしくはPT、もしかしたら親の評価委員会になるかもしれませんけれども、それぞれごとに自己評価も含めまして、いろいろ法人の担当なり、あるいはその法人の長から、そういった業績に対してどう考えているのかということ、十分にヒアリングなり事情聴取をしていただいた上で、評価委員会で評価を決定していただくという段取りになるかと思えます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

菊池委員 はい。

松本分科会長 それでは、松井委員、どうぞ。

松井専門委員 S評価に関してですけれど、定量的にはできない部分が多いので、あいまいな表現になっているんだと思うんですけれども、やはりS評価をつけるに当たっては、十分な討議をするわけなんですけど、やはりその評価がS評価に至った過程というものはっきりさせていただきたいと思えます。できましたら、定量、定性、どちらも形でもあらわしていくということが非常に大事なと思うんです。

松本分科会長 S評価をつけているプロジェクト・チーム、それについて御意見はございませんか。それでは、手島委員、どうぞ。

手島委員 S評価をやたら乱発したりしないようにと、そういうことですね。

ついでに、S評価について、今回は、とりあえず調査・研究などで、S評価を設けるにふさわしい

ものに絞って取り入れるということになっているんですが、私は、これはむしろ一般的なものについてもS評価ができるようになった方がいいのではないかなと思っております。ただ、今回は難しいですからできないんですけども、さっきもお話があったように、例えば検査だけの仕事という場合には、S評価はあり得ないということもおありになるので、ごもっともだなと思いますけれども、逆に仕事の中身によっては、計画だけ達成しておけばそれでいいというよりは、もっと意欲的に取り組んで、もっと国民のために仕事も意欲的に取り組みましたという顕著なものがあれば、それは大いに評価することができるというベースをつくっておくというのは、皆さんのお仕事のなさり方のモチベーションをつくっておく意味で大事なのではないかなというふうに思います。将来はどちらかという、そういうS評価ができるような項目を広げていく方が望ましいのではないかなと思うんですね。ただ、松井先生おっしゃるように乱発はいけないというのは、それはもうおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

そのほか、前回、小林委員からいろいろありましたが、今回はいかがでしょうか。

小林委員 ここまで整理していただきましてありがとうございます。

それで確認と、それから質問を3点ほどさせていただきたいんですが、1つは評価の大枠をそろえるということについては、基本的には、この3ページ目の総合評価及び大項目の評価のところは一応そろえておいて、あとについてはそれぞれの法人ごとにさまざまあるから、今年1年についてはやってみようという一応の考えということで統一したということではないかと思うんです。

もう一点は、C評価をA、B評価に変えるということについての確認なんですが、これはどういうことを具体的にイメージしたらいいのかということです。先ほどBSEの問題がありましたが、実はBSEが発生して、この間、例えば肥飼料検査所だったですか、安全については中期計画の見直しというようなことをやっております、そういう意味では突発的な事項においても、そうした計画自体を変更するという対応できるということになりますと、かなり例外的になりましょうか。我々のPTでも話して御説明を受けたのは、例えば、就農する予定の人間の親御さんの家が台風でだめになってしまって就農できなくなって、その結果、就農率が9割を切ってしまうというようなことがあれば、そこを外して考えると、これはかなり例外的な場合ですね。ただし、この辺は余り乱発するというようなことは、もちろんやらないということが基本ですし、その辺の吟味というか、むしろこれまで議論があったように、評価の過程といいましょうか、あるいは評価に至るプロセスの問題が重要です。そういうことを確認した上で、この方法はいいのではないかと思います。

それから、もう一点は質問ですが、先ほど種苗管理センターの方の御説明の中で、徳江委員から評

価のやり方として、評価シートを用いて行うということを御検討されているということで、おもしろいと思ったんですが、具体的なイメージがわからないものですから、できれば敷衍をしていただければという質問でございます。

種苗課長 私どものPTの中で出てきた議論でございますが、いきなり評価しろと言われても、評価委員の先生方も評価のしようがないだろうということで、各個別の項目ごとに、どういうことをやってきたかという、先ほどの自己評価につながるのかと思います。センターの職員が、まず自らどういう評価をしているか、そういうことを総合的に見るための基礎資料としてつくっていかうかということで、具体的にはこれから中身を検討いたします。自己評価シートと思っていただいてもいいかと思います。

小林委員 先ほど菊池委員の方からもありましたけれども、今後、評価を具体的にやる場合、どうやるかということも様々御提案があると思うので、その辺も共通の情報として、他の分科会についても情報をいただければありがたいと思います。

松本分科会長 そうですね。その点は事務局の方から随時情報は流されると思います。

生産資材課長 BSEの関係で少し説明させていただきます。

後ほど御報告をさせていただきますが、確かにBSEの問題で中期目標、中期計画を変更してございますが、これの適用は平成14年度、来年度からでございます。今年度の場合にはとても計画、目標の変更に時間を割くだけの時間をとっておられなかったという状況でございます。そのため、BSEに係る業務を大項目として、評価をしていただくという評価基準をつくっていただきました。一方、従前のもとの計画にありました大項目については、やはりどうしても労力の関係で、場合によってはBなりCがつく可能性はあるようですね。それがついた場合には、BSEの方でいくら立派な評価をいただきましても、それに足を引っ張られるという可能性もございますので、その辺がPTの中で議論になったということでございます。おっしゃるとおり、決して乱発するというわけではございせん。

松本分科会長 武田委員、どうぞ。

武田委員 種苗管理センターについてなんですけれども、先ほど二、三、御意見と御質問もありましたね。つけ加えておきますが、菊池委員の御質問で、自己評価、それから小林委員の御質問、それから事務局からの御発言の、共通する評価方式という点ですが、自己評価についても、そのことを踏まえて、各委員の中で集って御議論いただいたらいいのではないかと。あるいは評価シートという方式なんです。それ以外にもっといい方法があるかもしれない、いろいろな手法を今後、検討していけばいいのかと。

松本分科会長 ええ、そうですね。ありがとうございました。

では、守田委員どうぞ。

守田専門委員 今回提示されています基準は、全体としていいと思うんです。私は消費技術センターのPTに属しているわけですが、この中で特に大項目評価、総合評価がぶれるもの、例えば食の安全性、品質に関する事項、それとJAS法の見直しというようなこと、それと遺伝子組換え食品の分析技術、こういうものを見てきますと、ご存じのとおり時代の流れのニーズが非常に激しい。したがって、これにスピードをもって対応していくというのは、かなり難しい面もあるし、それによって評価がぶれることがあっては非常にまずいと考えます。したがって、この大項目評価、総合評価が全体としてぶれないように評価を行っていただきたいと考えます。

それともう一点、評価基準の評価分布基準というのは、今回ないと理解しますので、この全体のバランスを見ていくという基準においても、大項目評価、総合評価、これを十分横も見ながら検討をしていく必要があるのだろうと考えます。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘で、特に大項目評価、総合評価では、余り分科会で大きな偏差が生じないように、そういう配慮が必要ではないかということです。もっともな御意見だと思います。ありがとうございます。

その他、どうぞ。この委員会でもって決定されますと、この「評価基準(案)」の(案)がとれまして「評価基準」ということで世に出るわけでございます。第1回、第2回の審議を踏まえまして、皆様方の御協力を得まして、各分科会間で、それほど大きな評価の基準の差はないということで、ともかく1年間やってみて、その段階でいろいろ問題点が具体化されて出てくると思います。また、そのときに活発な御審議をお願いして、よりよい評価基準案を、また再度作り直すということも当然あり得るわけでございます。

間委員 小さなことなんです、家畜改良センターの資料に字句が2つほど、小さな文字を取った方がいいのではないかということなんですけれども。

松本分科会長 では、お願いします。

間委員 評価基準の案の1ページで「中期目標・中期計画の各項目ごとの評価」というページの「第2」というところですが、「場合はには」の「は」をとり、「場合には」とする。

それと、8ページも全く同じようなところがあるんですが、「必要がある場合はには」というところがありますので。小さなことすみません。

松本分科会長 いえいえ、非常に重要な文言でございます。ありがとうございます。訂正をお願いしたいと思います。

その他、ございませんか。

いろいろな御意見あるいは重要なコメントありがとうございました。各法人の評価基準案につきましては、それぞれ今回の案で皆様方の御了承がいただけるものと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定をいたします。

今後の細かい文言の調整等につきましては、私に御一任をしていただきたいと思いますですが、よろしゅうございましょうか。

(「賛成」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

なお、昨年でございますが、9月25日の第2回の独立行政法人評価委員会における取り決めによりまして、本日の当分科会の議決をもちまして、独立行政法人評価委員会としての決議になりますので、念のため改めて申し沿えておきたいと思えます。

生産局総務課長補佐 ここで、私から1点だけ、申し上げたいことがございます。

例えば、消費技術センターの資料2の42ページでございますが、財務内容の改善に関する事項ということで、昨年9月の評価委員会におきまして農水省全体で統一的なものを入れる、という扱いになっておりまして、前回の分科会的时候も、実は間に合っていなかったものですから、空欄になっておりました。本日も官房の方で、他の分科会も含めまして、調整がまだできていないということで、間に合っておりませんので空欄になっております。官房から調整が済みまして指示がございました後に、分科会長とも御相談いたしまして、財務内容等の基準については統一的なものを入れさせていただくという取り扱いにさせていただきたいと存じます。

松本分科会長 ただいまの事務局からの報告でございますが、御質問ございませんか。

それでは、2番目の議題でございます。

ここで事務局から1点、御報告があるようでございますので、よろしく願いいたします。

生産資材課長 参考3、参考4につきましては、前回も御説明いたしましたけれども、肥飼料検査所の中期目標、中期計画の変更につきまして、若干、説明させていただきます。内容は前回説明させていただいたことに尽きるのですが、その後の協議等の状況について説明させていただきます。

まず、中期目標でございますが、3月15日に財務省と、前回説明いたしました案で協議に入りました。

て、3月20日に財務省の同意が得られましたので、検査所に対して、中期目標変更の指示を出してございます。それを受けまして、同日付で検査所の方から参考4にございます中期計画変更の認可申請が出てまいりまして、現在、これを受けて、財務省と協議の最中でありまして、早ければ、本日付で同意が得られて認可の手続に入るところでございます。

なお、評価委員会の御意見につきましては、前回は申し上げたように大変失礼な手段であったことを改めておわび申し上げたいと思っておりますが、委員長への一任という形でいただいております、それに基づいて財務省との協議に入っているということでございます。

松本分科会長 ただいま事務局から御説明がありました件につきまして、質問、どうぞ。

加藤委員 これは補正予算による変更でございますか。

生産資材課長 中期目標、中期計画は予算は特に補正予算とか、そういうものではございません。

加藤委員 変更を余儀なくされたものというのは、補正予算絡みということですよね。

生産資材課長 補正予算絡みの変更は、もう一つの案件でございまして、前回御説明させていただきましたけれども、いくつか施設関係で整備をすることに基づく変更が補正予算でございます。

今回の変更は、先ほど議論がありましたけれども、BSEの問題でいろいろな仕事が増えて、急にやらなければいけない仕事が出てきたということで、これを明確に中期目標、中期計画の中に位置づけるという作業でございます。これについての予算措置は、今のところ特にありませんので、予定されている予算の範囲内ということで、場合によっては少し既存の業務を削減をするという計画も余儀なくされております。

以上であります。

加藤委員 わかりました。

松本分科会長 その他、どうぞ。よろしゅうございますか。

ございませんでしたら、ちょっと時間が早目でございますが、本日の予定の議事もこれですべて終了したことになります。

以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第5回農業分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆さん方には、大変御熱心な御審議、誠にありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

——— 了 ———